

令和4年度学校推薦型選抜における出願資格について、『令和4年度入学者選抜要項』では、「本人又は保護者の住民票上の住所が令和3年4月1日以前から引き続き山梨県内にあること」と規定しているところ、この度、10月5日付けて本学HPにおいて公表したとおり、以下のとおりの取扱いを認めることとしました。

山梨県内に居住しており、山梨県内の高等学校に在籍し、やむを得ない事情で山梨県内に住民票を有しない生徒について、以下の書類全てが不備がなく提出されることで「住民票」に代わるものとして取り扱います。

なお、対象者は高等学校の推薦人員の枠外とします。

1. 受験予定者本人の住民票(山梨県以外)
2. 住民票を移動できない理由書(書式は任意)
3. 山梨県内に居住していることが確認できる書類(在籍している高等学校長による山梨県内居住の実態を確認する書類でも可)(書式は任意)
4. 山梨県又は居住市町村への納税を証明する書類の写し

上記の取扱いに関して、本学に寄せられたご質問と、本学からのご回答を、Q&A形式で整理しました。出願書類のご準備に当たり参考にさせていただければ幸いです。

2021年10月25日

公立大学法人 山梨県立大学 アドミSSIONズ・センター

## 記

### ○前文関係

Q1	4つの書類はいつ、どこに提出すればいいか。
A1	出願期間中に他の提出書類に同封の上、山梨県立大学アドミSSIONズ・センターへ提出してください。
Q2	「不備なく」とあるが、もし提出した書類に不備があった場合には、どうなるのか(補正を求める連絡等はしてもらえるのか)。
A2	他の提出書類と同様に、不備があった場合や確認事項があった場合は、書類の補正や補充等をお願いするための連絡をいたします(その後、大学が指定する相当の期間内に補正や補充等がなされない場合には、出願資格がないものとして取り扱います)。
Q3	「全て」を提出とあるが、どうしても提出できないものがあつた場合には、出願をあきらめるべきか(とりわけ4.について、山梨県や居住市町村に納税している実績がない場合には、どうすればよいか)。
A3	柔軟に対応しますので、事前にご相談ください。

Q4	4つを提出した後で、出願要件を満たしたかどうかの結果は、別途連絡があるのか。
A4	出願要件を満たしていると判断した場合には、別途の連絡はいたしません。出願資格を満たしていないと判断した場合には、事前に書類の補正や補充等をお願いするための連絡をいたします（その後、大学が指定する相当の期間内に補正や補充等がなされない場合には、出願資格がないものとして取り扱います）。

Q5	このような取扱いは、令和4年度学校推薦型選抜だけのものか、その後の年度についてもこのような取扱いがなされることが決まっているのか。
A5	令和5年度以降については、現在検討中です。

#### 〇1について

Q6	住民票の写しには、謄本と抄本があるが、どちらでもよいのか。
A6	謄本、抄本のどちらでも構いません。

Q7	住民票の写しは、交付された日が古くてもよいのか。だいたい何カ月前までに交付されたものであればよいのか。
A7	3ヶ月以内に発行されたものです。

Q8	「受験予定者本人」とあるが、本人のほかに保護者の名前も入った住民票の写しでもよいのか。
A8	保護者の名前も入ったものでも、結構です。

#### 〇2について

Q9	書式は任意とあるが、どのような内容を、どのような文量で書けばよいのか。また記載した事項の裏付けとなる資料があれば併せて提出をしてもよいのか。
A9	住民票の移動ができない理由、その時期はいつからか等について、記入してください。文量に指定はありません。A4用紙一枚に収めてください。裏付けとなる資料があれば、併せて提出してください。

#### 〇3について

Q10	山梨県内に居住していることが確認できる書類とは、例えばどのようなものか。
A10	公共料金請求書の写し（氏名と現住所が記載された過去3か月以内のもの）、現在居住する物件の賃貸借契約書の写し（氏名、物件の住所、賃貸借期間が記載されたもの）になります。 あるいは、3.で示しているとおりの、「在籍している高等学校長による山梨県内居住の実態を確認する書類でも可（書式は任意）」としておりますので、こちらの提出でも構いません。

○4について

Q11	納税とだけ書いてあるが、これは「保護者」が納税しているという理解でよいか。
A11	そのとおりです。

Q12	納税とだけ書いてあるが、これは例えばどのような税であればよいか。
A12	住民税のほか、固定資産税、自動車税・軽自動車税など地方税であれば、税目は問いません。

Q13	納税を証明する書類と書いてあるが、これは例えばどのようなものであればよいか。
A13	<p>自動車税・軽自動車税・住民税・固定資産税等の納税を証明する書類です。</p> <p>自動車税については納税証明書に収納印が押してあるもの（または、山梨県自動車税センター（総合県税事務所自動車税部）が再発行する納税証明書）となります。軽自動車税については、納税証明書に収納印が押してあるもの（または、居住する市町村が再発行する納税証明書）となります。住民税については、居住する市町村の発行する課税証明書となります。固定資産税については、居住する市町村の発行する納税証明書となります。</p> <p>なお4.ではこれらの書類の「写し」となっているところですが、「写し」ではなく「原本」の提出でも差支えありません。また、「納税を証明する書類」がない場合は、柔軟に対応いたしますので、事前にご連絡ください。</p>

以上